

平成21年11月26日 開会
平成21年11月26日 閉会
(臨時第11回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第155号

平成21年第11回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年11月20日

大山町長 森田増範

- 1 日 時 平成21年11月26日(木) 午前11時00分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件

- ・大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	野 口 俊 明
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 11 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 21 年 11 月 26 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 21 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分開会

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 148 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 149 号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 150 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 148 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 149 号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 150 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
-

出席議員 (19 名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 竹 口 大 紀 | 2 番 | 米 本 隆 記 |
| 3 番 | 大 森 正 治 | 4 番 | 杉 谷 洋 一 |

5番	野口昌作	6番	池田満正
7番	近藤大介	8番	西尾寿博
9番	吉原美智恵	10番	岩井美保子
11番	諸遊壤司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	椎木学	16番	野口俊明
17番	鹿島功	18番	西山富三郎
19番	荒松廣志		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範 副町長……………小西正記
総務課長 …………… 田中豊 観光商工課長……………小谷正寿

午前11時 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（荒松廣志君） ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、平成21年第11回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（荒松廣志君） 日程第1、会議録署名議員の指名について指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番 椎木学君、16番 野口俊明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（荒松廣志君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（荒松廣志君） 議案審議に入ります前に、議長から皆さんにご報告いたします。

さる10月8日、岩井美保子地域産業活性化調査特別委員会副委員長から、一身上の都合により、副委員長の職を辞任したい旨の願いが、委員長に提出されました。

大山町議会委員会条例第12条第1項の規定により、11月6日開会の所管の委員会で審議された結果、委員長から、お手元に配布のとおり、許可されたことの報告がありました。

また、欠員となりました副委員長には、大山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、竹口大紀議員が互選されましたので併せて報告いたします。

日程第4 議案第148号

○議長（荒松廣志君） 日程第4、議案第148号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 町長。

○町長（森田増範君） 失礼します。先ほど上程いただきました議案第148号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

国においては平成21年8月11日付けの人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当などの改定を実施をしています。

それに伴い、国においては特別職の国家公務員についても給与等の改正を行うため、本町におきましても常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容は、12月に支給するものについては、100分の170を100分の165に改正をいたします。この改正により本年の支給月数は、3.3月が3.1月となり0.2月の引き下げとなります。

また、本年6月におきましては、厳しい経済状況を考慮し、暫定的に100分の160を100分の145とするため、条例の附則で改正を行いました。そして来年の6月以降も100分の145で支給するため改正を行うものでございます。施行日は、平成21年12月1日といたしております。

以上で、議案第148号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願

たします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 金額的なものですが、今回のこの減額によってですね、どれぐらいの減額が生まれるのか、特別職で。教えていただきたいと思いますが。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に担当課長の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの大森議員さんのご質問でございます。この議案第148号につきましては特別職ということでございまして、3人合わせまして額的には、10万4,000円ほどの減額ということになります。以上であります。

○議員（3番 大森正治君） はい、了解です。

○議長（荒松廣志君） 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第148号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第149号

○議長（荒松廣志君） 日程第5、議案第149号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 町長。

○町長（森田増範君） 先ほど上程いただきました議案第149号 大山町職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

先に議案第148号におきまして説明を申し上げましたが、国においては人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当、勤勉手当及び自宅に係る住居手当の廃止などの改定を実施をします。

本町においても人事院勧告及び国の状況を尊重し職員の給与等の改正を行うものがございます。

改正の内容ですが、第1条では、給与表の改定、住宅手当の廃止、期末、勤勉手当の改定、医療職給料表(二)級別標準職務表の改正を行います。

給与の改定では、初任給を中心とした若年層及び医師は据え置きとなりますが、その他の職員につきましては平均0.2%の引き下げを行います。

このため行政給料表及び医療職給料表(二)を改正いたします。本年4月から11月までの差額相当分につきましては、本年12月期の期末手当で調整を行います。

次に、新築及び購入後5年間を支給していましたが住居手当を廃止いたします。期末手当につきましては、12月支給率を100分の160から100分の150に、勤勉手当につきましては、100分の75を100分の70に改正しています。

これにより本年6月実施しました暫定的な減額とあわせ、期末・勤勉手当は年間4.5月が4.15月となります。医療職給料表(二)級別標準職務表の改正につきましては、診療放射線技師の追加と職務内容の修正を行っております。

第2条、第3条につきましては、住宅手当の廃止に伴い改正を行っております。

第4条につきましては、来年6月期の期末手当の支給率を、一般の職員におきましては、100分の140を100分の125に、再任用職員につきまして100分の75を100分の65に、勤勉手当につきましては、再任用職員の支給率を100分の35に改正するものがございます。

第5条では、平成18年に実施した給与の構造改革により現給補償を受けている職員の給与について、今回実施する給料表の改定に伴い現給補償額を引き下げるための改正でございます。

施行日につきましては、第4条につきましては平成22年4月1日に施行とし、その他の規定は平成21年12月1日といたしておるところでございます。

以上で、議案第149号の提案理由の説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 人事院の勧告を尊重するというところでございませ

たが、何故人事院はこのようなことを勧告するんですか。その根本。それでですね、人事院の勧告を尊重すると言いましたが、人事院は、月例給とボーナスと超過勤務手当の支給割合の引き上げ等をさらに施行期日を示しましたけれども、どうも超過勤務手当の支給割合の引き上げは出されていないようです。この辺の経過。

それからですね、人事院の勧告、勧告といいますけれど、公、民の格差を表すのに、民間の調査というのがあります。国は、アンケート等をとっているようですけれども、その国が、人事院が国内の企業からアンケートをとったものが、この勧告と同時に町村に示されるんですか。そのようなことは承知しておられますか。

それから昔、パーキンソンの法則というのが、民間と行政で議論されたことがあります。パーキンソンの法則が今頃ありますか。取りあえず以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西山議員さんの方から3点の質問をいただきました。担当課長の方から答えさせていただきたいと思えます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの西山議員さんのご質問にお答えしたいと思えますが、民間企業におきましては労使交渉によりまして賃金決定ということがございますけれども、公務員の場合には、そういったことがございません。そういうことで、人事院の勧告制度があると認識しております。

それと2点目の時間外手当の引き上げのことですが、これにつきましては、施行、人事院勧告の施行日が22年4月1日ということになっておりまして、3月議会の方でご提案をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

それから最後の質問については、ちょっと認識不足で把握できておりません。すみません。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） つまり労働基本権の制約が、公務員にはあるということで人事院の勧告があるということですか。確認しておきます。そういたしますと、労働基本権はですね、どのようにあなた方は考えておられますか。取りあえずそこまで。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 詳しいところ担当課長の方から答弁させていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問ですけれども、西山議員さんおっしゃる

とおりでと認識しております。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 俗に、団結権、争議権、交渉権、これが労働基本権、これが公務員は制約されているということで人事院がというふうに報道されています。ただし、この内容は、例えば超過勤務等の交渉についてはですね、自治労の皆さんと執行部でやるわけですね。この辺の区分けはですね、この労働三権の中でどう解釈するですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西山議員さんの質問に対しまして担当課長の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問ですけれども、労働三権ということで、公務員には与えられていないということでございます。ただ、当町にも組合、職員組合がございますので、お互いに人事院勧告を理解しながら、時間外勤務手当につきましても勧告に沿って、組合と協議を重ねて3月に提案をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 1点、住居手当のことについてお尋ねをいたします。今回の改正の中でですね。新たに持ち家を所有するにいたった、自宅を新築した職員に対しての住居手当、従来は出ておったものが廃止されるということですが、まあ月額2,500円でそんなに大きな金額ではないとは思いますが、従前より近頃、町の職員さんが町外に住まわれるケースが増えているということで、当然職員さんの自由ですから、規制のしようもないんですけれど、残念だなという話もありました。賃貸だとそれなりの金額の住居手当が出るわけで、現実問題として町内で賃貸の住宅を探そうと思うとそうたくさんあるわけではないので、まあ米子でアパートに入られたり、あるいは一軒家を借りられたりというケースも少なくないと思うんです。そういった中で、今、ただでさえ景気が落ち込んでいるという時期で、大工さんも仕事がないというようなことで困っておられる部分もあるわけですが、まあ僅かな金額2,500円、月額2,500円の僅かな金額ですが、その持ち家を建てられた職員に対しての手当がなくなるということは、町内で家を建てようというふうに考えられる職員さんのモチベーションをそぐのではないかというふうに思ったりも

するわけですが、そういった部分についても十分、あるいは何らかの別の手当を検討されて今回の改正なのか、そういったことが検討されたのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 近藤議員さんの方の住宅手当ということでございますけれども、担当課長の方から詳しく述べさせていただきたいと思いますが、今後の検討ということについては、改めてはもっていないというところでございます。詳しいところは述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの近藤議員さんのご質問でございますけれども、住居手当新築5年、取得後5年間の手当でございます。一人当たりにとってみますと、2,500円、一月に2,500円で12月の5年間ということで、5年間で15万円の手当でございます。この住居手当、この新築後5年、それから執行購入後5年というものの主旨がですね、生活を助けるという部分とは別の部分で、制度が発足しております、今回人事院勧告の方で廃止ということになった経緯がございます。そういったことで組合とも話をしました中で理解を得て、廃止ということにさせていただいたところであります。新築住宅につきましては、かなりの取得控除、税の方の控除も長年続くわけですし、そういった部分を考えますとこの不景気ということではなくて、手当の元々の制度の発足の時点のことを考えれば、当然廃止すべきものであったということでありまして、町外に間借りする職員につきましては、満額その家賃が手当として出るわけではありませぬので、その辺のご理解はいただきたいと思っております。以上です。

○議員（7番 近藤大介君） はい、了解です。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。いいですか。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 何点か質問させていただきたいと思いますが、1点目ですが、この給与の引き下げの理由として、人事院勧告があったし、それから国も実施した、そのとおりに従ってするという理由だったと思いますが、この人事院勧告は、11年間の連続の引き下げになっているというふうに把握しておりますけれども、これに大山町も準拠するということですが、これおそらく旧町時代からずっと準拠ということできておると思っておりますので、ここずーとですね、大山町の場合何年間引き下げか分かりませんが、おそらく国と一緒に、同じぐらい、11年間ぐらいでしょうか、旧町時代から引き下げが行われてきたと思うんですけどね、わたしは果たして機械的に従うと、準拠するだけでいいのかという疑問があるわけですが、それ

はですね、公務員の賃金っていうのが、社会的なこの所得決定基準にもなっております。ですから今回のこの引き下げが民間賃金にね、民間賃金に影響を与えていると思いますが、さらにまた引き下げていくのではないかとということが危惧されます。公務員とこういう民間の、いわゆる賃下げ競争っていうのですか、賃金引下げの競争によってですね、内需が、懐が冷えてきますから、どうしても使わない。そうすると内需が縮小して、景気がさらに冷え込むということになっていくと思います。

あの、先日政府の方も、デフレ宣言をしましたね。このようなこの賃下げ競争、いわゆる賃下げ競争でですね、マイナスの悪循環に陥ってしまうのではないかと。日本経済全体、まあ地域経済も含めてですね。果たしてこれでいいのかという点が一つわたしはあります。

それからまたこの間の広報だいせんの11月号を見させてもらいましたら、大山町の職員の給与の実態が出ておりましたけども、その町職員の平均給与の月額は、国や鳥取県よりもかなり低いですね。それから類似団体と比較しても2万7,000円も低い状況だということが分かりました。あの職員の皆さん、わたしたち町民の暮らしをこう守ったり良くしていこうとして毎日精励して仕事に励んでいらっしゃるけども、これでは労働意欲が湧かんのじゃないかということをお聞きしています。このような今わたしが述べましたような点をね、認識された上での今回の給与改定であるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから2点目としましてですね、このたびの改定によって、総額で、まっ、さっき特別職は聞きましたのでいいですけども、一般職の方で、総額どれだけの予算減になって財源が生まれるのか、ということをお聞きしたいと思います。

それから3点目として、一人当たりになると、職員一人当たりになると平均どれぐらいの減額になるのかということも教えてください。

それからですね、4点目としまして、この給与引き下げで生まれるこの財源、これから教えていただきますけども、これ職員の皆さんの身を削って生まれるものですから、やっぱり貴重なものですよ。ですからこれを今後どんなことに生かすという計画があるのか、そういう計画を検討されたのかどうなのか、質問したいと思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの方から4点質問をいただきました。2点、2番、3番、4番につきましては、担当課長の方から述べさせていただきたいと思いません。

1番目のいろいろ話をいただいた中での検討をしたかということでございますけれども、人事院勧告、国の社会情勢の中で提示をされたものでござります。組合の方ともそういった内容について協議を重ねながら合意をしてこのたび提案をさせていただ

ておるところをまずご理解を願いたいと思います。そして、現状の職員さんの給与と
いうことについてのお話もございました。4月に入りましてから、今の職員の給与は、
給与カットはいたしておりません。今ずっと私ども役員につきましては、特別職につ
きましては、6月議会の方で提案をさせてもらって、皆さん方の方のご承認をいただ
いたところがございますけれど、組合の方につきましては、ずっと交渉を続けて今日
にいたっておる現状がございます。これからも職員の方々、組合の方との給与につい
ての交渉を続けているところがございますけれど、まあそういう現状の中でこのたび
組み合いとの合意を得たというところがございますので、検討の経過につきましては
述べさせていただきたいと思います。報告をさせていただきたいと思います。

後ほどの2点、3点、4点目につきましては、担当課長の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの大森議員さんのご質問でございますが、今回
は条例改正だけで予算の方はお示ししておりませんが、一般職につきましては、今回
の改正で、まあ給料や期末手当、それから跳ね返っているような負担金等にも影響がご
ざいますので、影響額としましては、1,635万円程度でございます。

それから2点目が、一人当たりどの程度かということでございますが、一時金につ
きましては、5万1,300円、月例給、あの下がらない職員もおりますけれども、
平均しますと564円の減額であります。合わせますと、5万1,870円の減とな
ります。これをですね、6月にもボーナスのコンマ15、コンマ2ですか、がありま
すので、年間にしますと職員だけでおよそ2,950万円の今年度減ということにな
ります。財源として何に使うかということでございますが、以前から臨時職員さんや
嘱託職員さんの給与が月給が少ないということもありまして、改善に努めておりま
すが、そういった部分の財源ともなりますけれども、一応3月に減額補正をしようと考
えていますが、翌年度以降の財源として使わしていただこうかなという考えもござい
ます。ただ人事院勧告に沿った改正を行いますと、当然来年度以降、普通交付税の需
要額の算定におきまして、職員の給与の基準が下がってまいりますので、来年度以降
につきましては、その影響は出てこない。今年度の減額のみが浮いてくるということ
になります。そういったことで理解をお願いできればと思います。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。町長が答弁された点についてちょっとなんかず
れがあるかなと思ってわたしおるんですけれど、あの、1点目の。わたしが聞いたか
ったのは、町長さん、認識ですよ。この引き下げることについて一つは賃下げ競争

でかえって地域経済等をね、冷え込ませることになるじゃないかなという点も十分考えられますよね。それからもう一つは、町の職員の給与ってというのは、他と比べても低いんだけど、その点も十分認識した上での今回の改定であるのかどうなのか、ということをお聞きしたかったんですよ。

それからもう一つですけども、さっき総務課長さんが答えられた、まあ少なからぬ額ですけども、6月も含めて2,950万円の減額、まあ財源が生まれるということになるわけですけども、本当に貴重なものとして、十分考えていただきたいんですが、先ほどのような利用もあるでしょうし、あるいはまたこれやっぱり町民の還元するということで、町民の暮らしを守るという点からいけば、今緊急にあります新型インフルエンザのね、ワクチンの予防接種、助成、これを広げるってということも大事じゃないかなというようにも考えるんですけども、先ほど全協で、このインフルエンザの助成のことがなかったんで分からないですが、こういうところにももっと広げる形でね、検討されてはいいのかなのか。お聞きしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの方から認識のということでございます。引き下げ競争になるではないかというようなことも含めての認識はどうかということでございますけども、まあ見方によっては、そのように見られる場合もあるのかもしれませんが、わたしはそのように認識はしておりませんので、このことを申し述べさせてもらいたいと思います。

それから、インフルエンザということでございます。これからの全協の方でもこちらの方でのインフルエンザ対策の拡大、助成の拡大について述べさせてもらう予定をしておりますので、そこで内容につきましてまた述べさせていただきますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議員（3番 大森正治君） 他に。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（荒松廣志君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 近藤議員と同じような質問になると思いますけども、あの、住宅手当は無くした。それは購入あるいは新築されて5年間の分2,500円でしたか、無くしたけども、賃貸の人には出しているんだというご答弁でしたな。総務課長、ね。わたしね、それはそれでいいんですけども、今全員協議会で人口が減って住宅団地を作る、若者定住をはかろうという町で一生懸命取り組んでおります。ところが、大山町の職員の若い人、まあ近藤さんも同じようなことをおっしゃいましたけれど、結婚されたら何でか病気みたいで、インフルエンザですな、都会に都市部に、米子近辺に出られる。これはうーん、どっちかいうとたとえば、日産の自動車を造ってる会社へ勤めながら、僕は日産よりトヨタが好きだけトヨタの車を、まあちょっと

極端な言い方かもしれませんが、町として人口減をストップさせようと一緒に取り組んでいる仲間の職員が、結婚したら米子、そして米子へ出たときには、住宅ですので、あの、賃貸ですので、住宅手当とか通勤手当も出ますでしょ。これはね、もちろん拘勢力、強制力といいますか、拘束力はございません。けども職員のモラルとしていかなもんか。これは町長に答えて欲しい。今人口が10年前が2万4、500人、人口がありました、大山町は。名和・中山・大山、今1万8、200、300人だと思います。1年間にだいたい200人減っております。やっぱりね、全国的に少子高齢化ですとね、ある意味で分かりますけども、職員自らが、まあいろんな事情はあると思いますけれどね、それは安易にそうされて、まあその上司も、まあしゃあないかと認められる。ストップはできんかもしれないですけども、何とか方策はないものか、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 暫時休憩いたします。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時39分 再開）

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。住宅手当、その部分についての答弁を求めます。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 諸遊議員さんの方から、賃貸料ということについてのご質問がございました。担当課長の方から述べさせていただきます。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 諸遊議員さんのご質問でございますが、以前からどういいますか、新築住宅や購入住宅5年間という部分以外にも、自宅に住んでおれば住居手当が出ておったという状況もございます。で、町外アパート借りて、賃貸で暮らす若い職員が多いわけですけども、満額の住居手当が出るわけではありません。これも国の職員に殉じた賃貸に対する助成を住居手当として支給しているのが現状でございます。以上であります。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（荒松廣志君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） この人事院勧告っていうことはなかなか難しいわけですし、わたしもよく分かりませんが、この引き下げにいたった経緯というのが、民間格差が0.86%あるということで、県がそれが指摘した、人事委員会が指摘したと。それに合わせて0.8%の引き下げを決めたということから、何か町も引き下げるといふふうになっております。見ますと1級で言いますとですね、だいぶ上がって57

号級から引き下げが始まっております。4級は最初の1号級から引き下げが始まっておると。まあ給料の高い、低いはどのような基準かよく分かりませんが、そういった並びといいますか、段階的に引き下げておる苦勞が見られるわけです。まあこれは今までの恒例でやっておるのかなというふうに思います。しかしながら県の方は、一律に下げるのではなく、最初の若い時と言いますか、初任給辺りからみると、非常に民間よりも低いと、その基準、民間の基準民間の額よりも低いわけというふうに指摘したところがございます。これは、職組の方でしょうから。そこで県は、この上昇カーブに合わせて課長級を減らしたというふうに新聞に載っ取ります。その辺りは大山町がですね、課長がどの級から一番低いのがどの級でどの号数かわたしもよく分かりませんが、その辺りとですね、あと平均0.2%下げたというふうになっております。課長級の引き下げ率は何%なのか。その辺りを2つ、取りあえず2点お聞きしたいなと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。一つは県の取り組みに準じてということの件と、それから課長級の引き下げの率ということの質問かなと思っております。二つ目の質問につきましては、担当課長の方から述べさせていただきたいと思いますが、先ほど西尾議員さんの方から県の事例を述べながら、ご質問をいただきました。大山町の方につきましては、組合との交渉の中でいろいろと協議をし、合意を得て一つ一つをとり進めておるという状況でございますが、その中でわが町につきましては、県は国の勸告を受けながら、県なりの独自の取り組みをされておるといふ具合にわたしは認識をしております。わが町につきましては、国の人事、県ということよりも、国の人事、勸告を主に置きながら、組合との協議をし、そこで合意を得てそこで提示をさせてもらっていると、合意をし提案をさしてもらっているというところがございますので、その点につきましての違いを一つご理解を願いたいと思います。担当課長の方から答えをさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 西尾議員さんのご質問でございますけれども、給料表の級別に、額がどの程度引き下げかということでございますけれども、一応今回給料表につきましては、人事院の国家公務員の給料表の行（1）表ですと、1級から6級までということでの改正でございますので、国の改正と同じということで平均してまあ国の場合、0.22%でございますが、うちの方もそれに準じた改正をしておりますけれども、実態としてその町の職員だけの適用をした場合は、0.18%の平均しますと減額ということになっております。

それからもう1点、ちょっとはつきりお答えになるか分かりませんが、県の方

は独自に管理職を3%ですかね、若い職員は民間より低いというようなこともあって、若手職員の方は変えないでという対応をされたようですけども、町は6級まで、5級、6級が課長職でございますけれども、県の場合はまだ次長、部長ということで、9、確か9まで国の国家公務員の給料表でいきますと9級までの適用があつておりました、課長職、それから次長、部長というような部分がございます、それを3%下げれば、まあ国の勧告に近づくという判断であつただろうと思いますが、なかなか独自で県のように対応することは、町の方では難しいかなということでございます。そういったことで町としては、人事院の勧告に沿ってこれまでどおり改定をさせていただいたということでございます。

(「あれ、課長の平均の下げ率は」と呼ぶ者あり)

課長だけの平均ということでございますか。ちょっとそこまでのことは、計算はいたしておりません。全職員、改定の給料表にあてはまったら、平均0.18%でございます。若手職員につきましては、減額にはなっておりませんので。一定以上の級の号俸から国の国家公務員に合わせて改定を行っておるということで、額的に言えば最大で1,000円、課長職になりますと1,800円から1,000円ぐらいの差になっておると思っております。以上であります。

○議員(8番 西尾寿博君) 議長、8番。

○議長(荒松廣志君) 8番 西尾寿博君。

○議員(8番 西尾寿博君) はい、まあ国の方の基準に従つたということをお聞きしましたが、じゃあ最後に確認です。この賃金、上昇カーブというのがあるわけです。年齢によってあるいは仕事量によってですが。確認ですけど、県の上昇カーブと、ほぼわたしは一緒じゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長(荒松廣志君) 答弁、町長 森田増範君。

○町長(森田増範君) はい、担当課長の方から述べさせていただきます。

○議長(荒松廣志君) 総務課長、田中 豊君。

○総務課長(田中 豊君) ただいまの西尾議員のご質問でございますけれども、給料表そのものは県も同じ国の給料表を使っておられると思いますが、ただその、たとえば主事から主任、主任から係長、係長から主幹あるいは課長補佐、課長というここでの昇給、これにつきましては、以前はわたりというような制度がありましたけれど、今は人事評価によって、上のポストに変わっていくということでございまして、その昇給カーブという捉え方はちょっと今は比較できないものと思っております。以上であります。

○議員(8番 西尾寿博君) 了解。

○議長(荒松廣志君) 他に。

○議員(9番 吉原美智恵君) 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） この議案の4ページですが、医療職給料表というのがあります。それで、改正後と改正前のところですけども、かなり大きな変化がありまして、診療放射線技師が入っております。そしてその3級のところで主任理学療法士というところが、改正前は4級になっていますけれども、改正後は3級になっており、それから文言がですね、「高度の知識又は経験を必要とする業務を行う」というところが、その文言が変わりまして、「困難な業務を行う主任理学療法士」、5級では「特に困難な」というふうに変わっておりますが、その意味をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。というのはですね、診療放射線技師の「困難な業務」と「特に困難な業務」と、そういう職務分けが判断ができるのかどうかということも疑問に思いますので、詳しい説明を聞きたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの質問に対しまして、担当課長の方から述べさせていただきます。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの吉原議員さんのご質問でございますが、なかなか具体的にどうという捉え方は難しいのかなと思っておりますが、この医療職給料表につきましては、旧中山、名和町さんには、医療職の給料はございませんでして、合併時に旧大山が医療職給料表を適用しておりましたので、その表を合併後も利用しておりましたが、昨年、診療放射線技師を採用したということでその時点で職務表を変えなくちゃいけなかったんですけども、ちょっと改正漏れをしておりまして、今回改正をしていただきましたが、基本的には、国の医療職給料表の標準職務表に文言を合わせたということでご理解をいただけたらと思います。以上であります。

○議長（荒松廣志君） 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第149号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第150号

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第150号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 町長。

○町長（森田増範君） 上程いただきました議案第150号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

本案は、スキーリフト料金のうち、大人の半日券を現行の3,000円から3,500円に改めるものでございます。

大山には4つのスキー場があり、町をはじめとする3事業者が、大山スキー場管理組合を組織をし、リフトの共通券の販売や総合案内などを行っているところでございます。

管理組合では昨シーズンの総括と今シーズンの取り組みを協議し、利用者から要望のあるリフトの半日券の時間を午前・午後とも30分ずつ延長することにいたしましたところでございます。それに伴い、大人の料金を500円値上げをし、3,500円に改めるものでございます。

附則で施行日を、平成21年12月1日といたしておるところでございます。以上で、議案第150号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第150号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（荒松廣志君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたし

ました。会議を閉じます。平成21年第11回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後11時56分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 荒松 廣志

署名議員 椎木 学

署名議員 野口 俊明